



電報(寫) (第一百二戰隊機密第三四號、四)

昭和二十年五月十八日

第一百二戰隊司令部

軍務機密第一六六。三番電(危險海面指定件)

軍事上、必要ニ基キ昭和二十年五月二十日ヨリ當分、

間左ノ海域ヲ危險海面ト指定セラル

一般船舶業採草其他海中作業等ハ最寄海軍

官憲ノ指示又ハ許可ヲ受ケル様通達セラルヲ以テ然可

承知有度

一新潟港方面

新潟港燈台ヲ中心トスル八哩圓内、海面但距岸三料

以內ノ海面ハ之、限リニアラズ

一 スシキ港方面

セウ川河口ヲ中心トスル六哩圏内海面但距岸三軒
以内ノ海面ハ之ノ限リニアラス

二 七尾湾方面

觀音崎灯台ヲ中心トスル七哩圏内海面但大口及小
口以西ノ湾内並ニ距岸三軒以内海面ハ之ノ限リニアラス

三 敦賀湾方面

越前岬常補崎連結線以東海面但距岸三軒
以内海面ハ之ノ限リニアラス

(終)

電報復(第百二戰隊機密第三四號五)

昭和二十年五月十八日

第百二戰隊司令部

佐鎮機密第一五八四九番電(水中障碍物設置件)

水中障碍物設置、為五月二十日以後各種船舶舟艇、左海面立入禁止セザル

一有明湾口

A(高崎、六五度二〇〇米) B(火埼、六五度二〇〇米)

C(都井岬燈台、二四五度四〇〇米) D(荒崎、二四五度一五〇米)

ヲ以テ圍ハ海面

二鹿見島湾口

A(知々島東端、一〇〇度一〇〇米) B(夕々瀨、一〇〇度一〇〇米)

C (長崎) 七。度一〇。〇米 D (南南岬) 八。度一〇。〇米

E (朝鮮立込岬) 三。度一〇。〇米 周辺 F (朝鮮谷崎鼻) 三。度一〇。〇米 周辺

G (朝鮮小根占) 三。度一〇。〇米 周辺 H (大根占) 三。八度一〇。〇米

ヲ以テ圍ム海面

三橋 灣

(1) A (樺島燈台) 六。度七。〇米 B (樺島燈台) 九。五度二五。〇米

C (カキセ塔) 三。七五度二〇。〇米 D (カキセ塔) 三。一。〇度四〇。〇米

ヲ以テ圍ム海面

(2) A (マキ島) 三。二。度二五。〇米 B (マキ島) 三。二。〇度一〇。〇米

C (國崎) 三。〇。度一五。〇米 D (國崎) 三。三。〇度一〇。〇米

ヲ以テ圍ム海面

四宮崎可記岬岸

A (三三津川) 九。九。度五〇。〇米

- B (大淀川 4, 19.0 度 5, 000 米)
 - C (三津川 4, 19.0 度 1, 000 米)
 - D (大淀川 4, 19.0 度 1, 000 米)
- 三ノ岡止海一面

